教育長 教育委員、 公平委員などの各種委員を紹介

まちな

か

1

1,

9

-を紹介

ます

公平委員

治さんが教育長に任命さを得て、4月1日付で三 再任しました。 治さんが教育長に任命され、を得て、4月1日付で三好賢る月の市議会定例会で同意

課(☎7/27/85) 問い合わせ 教育委員会総務



教育委員

れ、就任しました。 英子さんが教育委員に任命さ を得て、3月24日付で野口理 の市議会定例会で同意 課(☎7/27/85) 問い合わせ 教育委員会総務

行政相談委員



野口 理英子さん (高崎市)

剛利さんが公平委員に再任しを得て、3月24日付で小久保3月の市議会定例会で同意 ました。

局(☎272701) 公平委員会事務



小久保 剛利さん (除ケ町)

委嘱され、再任しました。 ら次の5人が行政相談委員に ●浅見頼好さん 4月1日付で、 総務大臣か

問い合わせ 人権課(☎7)2

固定資産評価審査委員

中心とするまちなかでの経済活力向上の取り組みを進めていま

官民連携の組織「まちなか活性化支援会議」では、

を委嘱しました。。この取り組みをさらに推進するためにまちなかイノベー

問い合わせ

商工労働課(☎72754)

委員会で、委員長に前沢良昭 査委員に任命されました。同 査委員に任命されました。同 を得て、3月24日付で市長かを得て、3月の市議会定例会で同意 さん、委員長代行に隅谷智さ委員会で、委員長に前沢良昭査委員に任命されました。同 問い合わせ 市んが選出され、 市民税課(☎27)



(山王町)

生み出す人材となるまちなかに新たなに

定した2人の就任式を開催まちなかイノベーターに

ター

-を募集

次の

の愛称です。

就任式を開催 まちなかイノ

~

ター

の起業を目指す個人事業主型

とともに、

自らもまちなかで

地域の課題の解決に向き合うまちなかイノベーターは、

まちなかイノベ

9

とは

期間 本年4月1日から計や起業の準備を行うり出すために

日から令和

自らの将来設



前沪 莨齬さん

2人にまちなかイノベーしました。選考の結果、 を委嘱することが決まりまし

まちなかイノベータぎわいを生み出する





関『呼季子さん皆瀬勇太さん

まちなかイノベ

ター

の活動

芷原 好芝さん

決につながる新しい仕事を創②まちなかが抱える課題の解み出すための活動に取り組むぎわい(経済活力の向上)を生 **①**「まちなか活性化支援会議」

▶まちなかイノベ-を関口さん(左)、比 皆瀬さん(右)

令和6年3月31日(日)まで延長されました。令和5年の春開始新型コロナウイルスワクチン接種を無料で受けられる期間が

接種や接種券の発送などについてお知らせします。

問い合わせ

健康づくり課(☎276275)

令和5年度接種の

お知らせ

スワクチン

令和4年度の追加接種

創業促進サポ

補助金を交付

新型コロナウ

ワクチンの追加妾重ま、・・和4年度のオミクロン株対応到在接種が行われている令 ※予約方法は医療機関への電機までに接種してください。種を希望する場合は、必ず期種を希望する場合は、必ず期はがはがは、の追加接種の対象になって 7 話予約のみです 日(日)までです。 まだ接種



する人

経過した次のいずれかに該当前回の接種から3カ月以上が

回目接種)まで接種済対象 初回接種(1回)

みで、

接種券発行申請が必要な人

初回接種(1回目・2

末まで(予定)

5月8日(月)から8月

令和5年春開始接種

人は、

その接種券で接種でき日の接種券を持っている

き る

チンについて はこちら



申請方法 ●市ホームページから電子申請 ●市コールセンターから申請 勤務先ごとに 市ホームページから申請書をダ ウンロードして申請

医療機関などの従事者の申請方法 個人ごとに

勤務先の接種希望人数

●ぐんまワクチン接種LINE ●医療機関へ電話をして予約

4人以下の場合

5人以上の場合

一括で発送します。 た65歳以上の人には接種券を

チ

ンコールセンター(☎05

0

017394)に電話

●市新型コロナウイルスワク

予約システムから予約

4月25日(火)

ロン株対応ワクチンを接種

令和5年2月までにオミク

接種券の発送

と医師が認める-

●その他重症化リスクが高い

予約方法

あ

医に相談してください

断に迷う場合は、かかりつけ※基礎疾患に該当するかの判

●基礎疾患がある人 施設などの従事者

券の発行申請をしてください。 従事者は、下表のとおり接種 を高齢者・障害者施設などの

●医療機関や高齢者・障害者

●65歳以上の高齢者

●過去にこの補助金の交付を

必要な経費の一部を補助しま市内で創業する人に、創業に地域経済の活性化を図るため、市内における創業を促進し、

申請できる人 次の条件を全

●市税の滞納がない人 ●市特定創業支援事業の支援

新たに会社を設立して事業を業時に市内に住所がある人、 を受けた人 個人が創業する場合は、

上限額150万円です

開始する場合は、主たる事業

ず、他の法人の代表や役員で●申請時に事業を営んでおら取得または取得見込みの人 もない 所を市内に設置する人

以上営業を行う ●事業所の設置につ う意欲があり、 3年以上継続して事業を行 工会議所・商工会などへ情報 原則週30時間 いて、

提供することに同意できる人 該当しない人 伊勢崎市暴力団排除条例第 2条第3号と第4号の規定に

> 補助金額 対象経費の2分のることなどの条件があります 額や、 は対象外です。経費の最低金 市内の事業者へ発注す 販売促進経費 事業所改装費 した経費

※ 上 円未満は切り捨てです に事業所を設置する場合は、 ※市が定める中心市街地区域 限額は1 00万円で、 千

申し込み ※申請書は商工労働課にあり けを終了 た場合は、 ※交付決定額が予算額に達しを添えて直接商工労働課へ その時点で受け付 申請書に必要書類

ウンロードもできます。市ホームページからダ 問い合わせ 商工労働課(☎

(27) 2 7 5 4

の適正化等に関する法律第2●風俗営業等の規制及び業務対象とならない事業の例 条第5項に該当する事業

基づく事業な 承継して営む事業 他の人が行っていた事業を イズ契約などに

伊勢崎駅を

Ż